

# 第3、4 行政機関等 / 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する 基本的な事項

## 1 基本的な考え方

不当な差別的取扱いの禁止については、行政機関等及び事業者において一律に法的義務。合理的配慮の提供については、行政機関等は率先して取り組む主体として法的義務。事業者は、障害者との関係が分野・業種・場面・状況により様々であり、努力義務。

## 2 対応要領 / 対応指針

### (1) 対応要領 / 対応指針の位置付け及び作成手続き

行政機関等の長は、職員が遵守すべき服務規律の一環として対応要領を、主務大臣は、事業者の適切な対応・判断に資するものとして対応指針を作成。

### (2) 対応要領 / 対応指針の記載事項

趣旨 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方 同具体例 相談体制の整備  
行政機関等 / 事業者における研修・啓発 国の行政機関(主務大臣)における相談窓口【 対応指針のみ】

## 3 地方公共団体等における対応要領に関する事項【 対応要領のみ】

地方公共団体等における対応要領の作成は、地方分権の趣旨に鑑み、努力義務。

## 3 主務大臣による行政措置【 対応指針のみ】

行政措置に至る事案を未然に防止するため、主務大臣は、事業者からの照会・相談に丁寧に対応するなどの取組を積極的に行う。

## 第5 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

### 1 環境の整備

不特定多数の障害者を主な対象とする事前的改善措置(バリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するための人的支援、情報アクセシビリティの向上等)について、個々の障害者に対する合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努める。研修等のソフト面も含まれることが重要。

### 2 相談及び紛争の防止等のための体制の整備

新たな機関は設置せず、既存の機関等の活用・充実を図る。国・地方公共団体は、相談窓口の明確化、相談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化・専門性の向上などを図ることにより体制を整備。

### 3 啓発活動

#### (1) 行政機関等における職員に対する研修 (2) 事業者における研修

#### (3) 地域住民等に対する啓発活動

ア 内閣府を中心に、多様な主体との連携により、周知啓発活動に積極的に取り組む

イ 家庭や学校を始めとする社会のあらゆる機会を活用し、子供の頃から障害の有無にかかわらず共に助け合い・学び合う精神を涵養する

ウ グループホーム等の認可等に際して、周辺住民の同意を求める必要がないことを周知するとともに、住民の理解を得るために積極的な啓発活動を行う

### 4 障害者差別解消支援地域協議会

(1) 趣旨： 障害者にとって身近な地域において、様々な機関が、地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとして組織することができる

(2) 期待される役割： 適切な相談窓口機関の紹介、具体的事案の対応例の共有・協議、構成機関等による調停・斡旋等の紛争解決、複数機関による対応等

### 5 差別の解消に係る施策の推進に関する重要事項

(1) 情報の収集、整理及び提供： 国内の具体例・裁判例等の収集・整理、国際的な動向や情報の集積を図り、広く国民に提供

(2) 基本方針、対応要領、対応指針の見直し等

不当な差別的取扱い・合理的配慮の具体例の集積等を踏まえ、必要に応じて、基本方針、対応要領及び対応指針を見直し、適時、充実を図る。法の施行後3年を経過した時点における法の施行状況の検討の際には、基本方針についても併せて所要の検討を行う。